

資料2

論 点 等 説 明 シ ー ト

目次

①	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業	1
②	医薬品等産業振興費	3
③	都道府県がん対策推進事業	7
④	血液安全・安定供給等推進事業	13
⑤	医療費情報総合管理分析システムに要する経費	19
⑥	農薬等ポジティブリスト制度推進事業	25
⑦	介護給付適正化事業等	29
⑧	年金関係文書等保管事業	31
⑨	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	33
⑩	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うちひきこもり対策推進事業)	35
⑪	生活保護に関する調査事業	37
⑫	障害者自立支援機器等開発促進事業	39
⑬	職域対象のメンタルヘルス対策事業	43
⑭	若年者地域連携事業	45
⑮	キャリア支援企業創出促進事業	47
⑯	両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	51

論点等説明シート

事業名	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	12	266	409	430	
	執行額	0	107	169		
	執行率	0%	40%	41%		

事業についての論点等

(事業の概要)

平成27年10月より施行された看護師の特定行為に係る研修制度を円滑に実施するための指定研修機関の設置準備・運営及び指導者育成研修に必要な経費の支援等。

①看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

研修機関の指定に必要なシミュレーター購入費やカリキュラム策定等に必要な経費を支援する。

【創設年度】平成26年度

【補助先】医療機関等(特定行為に係る看護師研修実施予定機関)

【補助率】定額

②看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

指定研修機関の運営に必要な指導医経費や実習施設謝金等に必要な経費を支援する。

【創設年度】平成27年度

【補助先】指定研修機関

【補助率】定額

③看護師の特定行為に係る指導者育成事業

研修の質の確保を図り、指定研修機関や実習施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修を行う。

【創設年度】平成27年度

【補助先】公募により選定された団体(医療関係団体等)

【補助率】定額

④特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

制度普及を図るために講演会の開催やポスターの印刷等を行う。

【創設年度】平成27年度

(論点)

事業の進捗が低調である要因を分析し、補助事業についても事業を促進する仕組みとなるよう検討すべきではないか。

(2025年(平成37年)に向け研修終了者を10万人養成するために必要な指定研修機関数(約300施設)を確保することが目標)

(参考)執行実績

①看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

平成26年度:0施設(3施設) 平成27年度:21施設(38施設)、平成28年度:19施設(38施設)

※指定研修機関の申請開始が平成27年4月となったため、平成26年度は執行実績がなかった。

※指定研修機関として指定申請のあった全ての機関に執行している。

②看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

平成27年度:6施設(25施設)、平成28年度:18施設(48施設)

※()内の施設数は当初見込

論点等説明シート

事業名	医薬品等産業振興費					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	226	220	209	213	
	執行額	163	162	194		
	執行率	72%	74%	93%		

事業についての論点等

(事業の概要)

後発医薬品の使用促進及び、医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。

【後発医薬品使用促進対策費(136百万円)】

①都道府県協議会開催経費(委託費)

各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめた汎用後発医薬品リストの作成等、地域の実情に応じた使用促進のための具体的な事業(後発医薬品安心使用促進事業)を検討し、実施する。

【委託先】 都道府県

②「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」(※)検証検討事業経費(委託費)

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」の取組状況の調査を実施する。

【委託先】 民間団体

※後発医薬品の更なる使用促進を図るために取り組むべき具体的な施策等を示した行程表。

③後発医薬品啓発事業経費(委託費)

広告媒体を活用して、後発医薬品の普及啓発を行う。

【委託先】 民間団体

④専門家向け、一般向け後発医薬品普及啓発資材作成経費(庁費)

後発医薬品の普及啓発のためのポスター、リーフレット等の作成を行う。

⑤後発医薬品安定供給事業経費(職員旅費)

後発医薬品の安定供給のため後発医薬品メーカーに対する調査等を行う。

(論点)

後発医薬品の使用促進について、平成27年度に実施された重要課題検証において、「後発医薬品に対する安心・信頼の向上」が課題とされているが、その後の取組の結果を踏まえた検証が必要ではないか。

(参考)重要課題検証(中間取りまとめ)(抜粋)

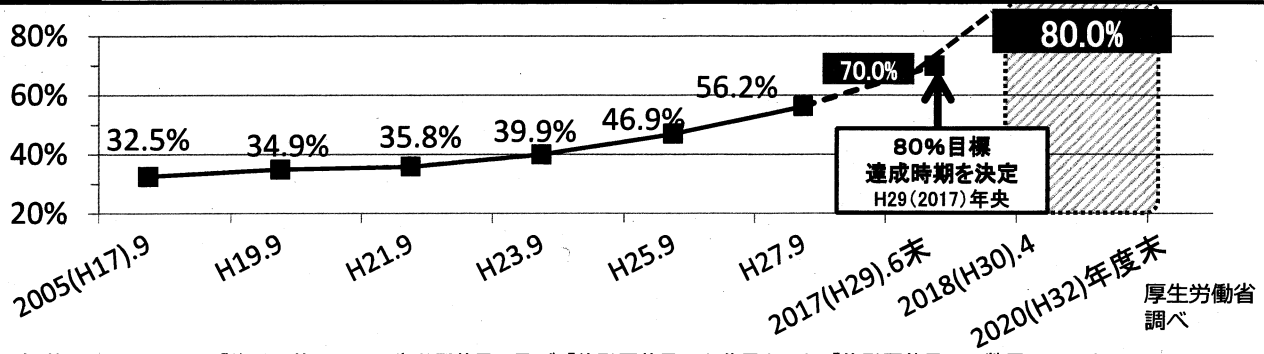
後発医薬品に対する安心、信頼の向上

単に目標値を定め、経済的誘因を設定するのみならず、国民がより一層安心と利便性を感じながら後発医薬品を使用できるよう取り組む必要がある。

後発医薬品の数量シェアの推移と目標

数量シェア
目標

- ① 2017年（平成29年）中に70%以上
- ② 2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）末までの間のなるべく早い時期に80%以上



注) 数量シェアとは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の数量シェアをいう

後発医薬品推進の具体策 (※「後発医薬品使用促進対策費」による事業を抜粋)

■ 後発医薬品の推進の取組の推進に当たっては、課題を明確にして、それぞれ関係する主体が積極的な取組を行うことが不可欠。

安定供給・品質の信頼性確保	情報提供・普及啓発	医療保険制度上の事項
<ul style="list-style-type: none"> ★ 安定供給 ★ 品質の確保 ★ 品質の信頼性確保 ・都道府県協議会による、医療関係者への研修事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 医療関係者への情報提供 ・市区町村・保健所単位レベルでの協議会を情報収集の場として活用 ★ 普及啓発 ・ポスター・リーフレット等による普及啓発 ・広告会社を利用した後発医薬品の推進の意義や品質についての効果的な情報提供 ・都道府県協議会等を活用した理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 診療報酬上の評価等 ★ 薬価改定・算定

ロードマップの実施状況のモニタリング

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進のための取組

(平成29年度予算額)

※ () 内金額はH28'予算額。

計 7.4億円(7.1億円)

- 後発医薬品の使用促進対策費(医政局)** 136百万円(134百万円)
 後発医薬品の使用を促進するため、都道府県協議会において後発医薬品使用促進に係る具体的な事業を検討・実施するとともに、市区町村若しくは保健所単位レベルでの協議会による地域の実情に応じた取組の強化、地域の中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめた汎用後発医薬品リスト等の共有化、保険者が差額通知サービスを導入しやすくするための環境整備を行う。
 また、パンフレットの作成等による普及啓発活動や「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリング等を引き続き実施する。
- 後発医薬品品質情報提供等推進費(医薬・生活衛生局)** 93百万円(95百万円)
 後発医薬品の品質の信頼性の向上を図るため、「ジェネリック医薬品品質情報検討会」において、学会等での発表・研究論文や(独)医薬品医療機器総合機構のジェネリック医薬品相談窓口寄せられた医療関係者等からの後発医薬品の品質に関する意見・質問・情報等について、品質確認検査の実施方針の決定や検査結果等の学術的評価を一元的に実施し、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報集(ブルーブック)等を公表することにより、医療関係者における後発医薬品の品質に対する懸念の解消を図る。
- 後発医薬品品質確保対策費(医薬・生活衛生局)** 217百万円(217百万円)
 国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化し、流通する後発医薬品の試験検査対象品目を拡充する。
- 診療内容及び薬剤使用状況調査費(保険局)** 4百万円(4百万円)
 欧米諸国における後発医薬品の使用に関する医療保険制度の実態や動向等の調査研究を行う。
- 後発医薬品使用状況調査経費(保険局)** 13百万円(13百万円)
 厚生労働省が行う後発医薬品の使用促進策により、保険医療機関における後発医薬品の使用状況や医師の処方、保険薬局における後発医薬品の調剤状況などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識の調査等を行う。
- 後発医薬品普及啓発経費(保険局)** 279百万円(247百万円)
 後期高齢者における後発医薬品の使用促進を図るため、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して、「後発医薬品利用差額通知」の送付や「後発医薬品希望シール・カード」の作成・配付等の取組を実施するよう施策を講じる。

論点等説明シート

事業名	都道府県がん対策推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	782	1,085	1,085	1,077	
	執行額	521	631	566		
	執行率	67%	58%	52%		

事業についての論点等

(事業の概要)

「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)及び「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)を踏まえ、都道府県ごとに策定された「都道府県がん対策推進計画」に基づき、各都道府県が地域の実情を反映させた各種施策を実施する際に必要な経費を補助する(補助率1/2)。

【補助対象事業】

- ①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業
- ②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業
- ③効果的ながん情報の提供に資する事業
- ④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業
- ⑤がん登録の推進に資する事業
- ⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業

なお、がん登録の推進に資する事業は第一号法定受託事務(※)であり、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)において、国は、その費用の2分の1を補助することとされている。

※法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

(論点)

①事業ごとの予算額と執行額に乖離があることから、実態を踏まえた適正な予算規模に見直すとともに、執行状況を踏まえ、各事業の見直しや廃止を検討するべきではないか。

②本補助金は、地域の実情を踏まえ都道府県の取組を幅広く支援するものとなっているが、国庫補助金としてより高い政策効果を実現する観点から、補助対象事業を具体的に規定し、国として政策誘導すべき事業に重点化を図るべきではないか。

【参考】平成28年度の事業別執行実績

事業内容	予算額 (千円)	執行額 (千円)	執行率 (%)	実施都道府県数
①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	112,894	12,792	11	17
②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業	65,542	174,082	266	33
③効果的ながん情報の提供に資する事業	12,760	64,769	508	25
④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業	252,296	67,597	27	24
⑤がん登録の推進に資する事業	617,439	109,898	18	45
⑥がん検診の受診促進や受診率向上等に資する事業	23,712	137,242	579	38
合計	1,084,643	566,380	52	—

都道府県がん対策推進事業について

平成29年度予算額:1,077百万円
(平成28年度予算額:1,085百万円)

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、がん対策基本法に基づき都道府県が策定する「都道府県がん対策推進計画」等に基づき、都道府県が、地域の実情を反映させた各種施策を着実に実施するために必要な経費を補助する。【実施主体】都道府県 【補助率】2分の1

事業名	事業内容
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	緩和ケア医療の推進及び医療従事者の質の向上のため、がん診療に携わる医師に対して、厚生労働省が策定した緩和ケア研修会開催指針に沿った研修等を実施する。
がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業費	がん検診の実施体制の充実を図るための休日受診体制を強化する事業や、療養生活の質の維持向上を図るための啓発事業等を実施する。
効果的ながん情報の提供に資する事業	情報取得者の視点に立った効果的な情報提供を実施する。
がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業	患者・家族らのがんに関する相談について、心理、医療や生活・介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する「地域統括相談支援センター」を設置するほか、ピアサポーターを養成するための研修等を実施する。
がん登録の推進に資する事業	全国がん登録の円滑な実施の推進するため、医療機関等への説明会や審議会の開催、医療機関への情報提供料の助成等を実施する。
がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業	がん対策に賛同する企業と連携し、がん検診の受診促進や受診率向上等に資する事業を実施する。

がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進

第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

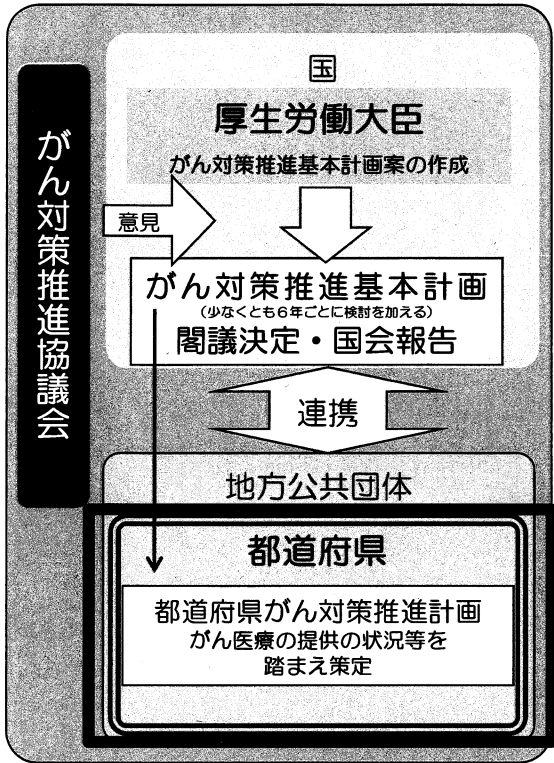
- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進



わが国のがん対策の歩みについて

法律	がん対策推進基本計画等
平成18年6月 がん対策基本法成立 (平成19年4月施行)	平成19年6月 「がん対策推進基本計画」閣議決定
平成25年12月 がん登録推進法成立 (平成28年1月施行)	平成24年6月 「第2期がん対策推進基本計画」閣議決定
平成28年12月 がん対策基本法の一部を 改正する法律成立	平成26年4月 「がん研究10か年戦略」の開始 平成27年12月 「がん対策加速化プラン」策定 平成28年3月～ 第3期がん対策推進基本計画について協議会等で検討開始
	平成29年夏頃 「第3期がん対策推進基本計画」決定予定

平成29年度がん対策予算の概要

平成29年度予算額 314億円（平成28年度予算額 305億円）

基本的な考え方

平成27年12月に策定した「がん対策加速化プラン」に基づき、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を3本の柱として取組を進めるとともに、平成29年夏頃に策定する予定の第3期「がん対策推進基本計画」を見据え、がん対策をさらに推進する。

1. がんの予防

141億円(136億円)

- 改・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 15.7億円
 - ・がん対策推進企業等連携事業 0.8億円
 - ・がん検診従事者研修事業(胃内視鏡検査研修) 0.6億円
- ※上記のほか、肝炎対策関係の予算111億円を含む。

2. がんの治療・研究

151億円(158億円)

- 新・がんのゲノム医療従事者研修事業 0.3億円
- 新・小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ体制整備事業 0.3億円
- ・がんのゲノム医療・集学的治療推進事業 1.6億円
- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 19.2億円
- ・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 3.0億円
- ・小児がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 0.6億円
- ・地域がん診療病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 1.0億円
- ・がん登録推進事業(国立がん研究センター委託費) 6.3億円
- ・都道府県健康対策推進事業(がん登録、相談支援関係等) 9.6億円
- ・希少がん医療提供体制等強化事業(国立がん研究センター委託費) 0.4億円
- ・革新的がん医療実用化研究等(※厚生科学課計上) 84.0億円

3. がんとの共生

22億円(11億円)

- 新・がん等における新たな緩和ケア研修等事業 1.1億円
- 新・がん患者の療養生活の最終段階における実態把握事業(国立がん研究センター委託費) 0.1億円
- ・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.3億円
- ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア関係) 1.1億円
- ・地域緩和ケアネットワーク構築事業(国立がん研究センター委託費) 0.1億円
- ・がん患者の就労に関する総合支援事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 1.8億円

※上記のほか、労働部局の予算15億円を含む。

(再掲)

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体) 27.9億円
- ・都道府県健康対策推進事業費(全体) 10.8億円
- ・国立がん研究センター委託費(全体) 7.3億円

※がん・疾病対策課計上の主な事業を記載。 ※複数の柱に重複する事業については、主な柱に一括して計上。
※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注)都道府県健康対策推進事業について、本資料の整理上、「がんの予防」に計上していないが、実際の事業内容には、がんの予防に関する事業も含まれている。

論点等説明シート

事業名	血液安全・安定供給等推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	127	138	121	102	
	執行額	86	87	97		
	執行率	68%	63%	80%		

事業についての論点等

(事業の概要)

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年6月5日法律第160号)及び「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(平成25年7月23日厚生労働省告示第247号)に基づき、「献血の推進に関する計画」(平成29年3月31日厚生労働省告示第118号)を策定し、血液製剤の安定供給確保、安全性向上、国内自給確保、適正使用推進を図るため、以下の事業等を行う。

<安定供給確保>

将来にわたって血液を安定的に供給していくため、都道府県や日赤との協議会及び献血運動推進全国大会の開催や、献血推進のための教育・啓発資料の作成等を行う。

※平成24年度の公開プロセスの結果、日赤への補助を廃止し、国が直接実施することとなった。

<安全性向上>

血液製剤の安全性向上を図るため、新興感染症など新たなリスクに対する血液のスクリーニング手法の確立や、血液の安全性を確保するための核酸増幅検査(NAT)が適切に実施されているか、精度管理等を国立感染症研究所において実施する。

<国内自給確保>

血漿分画製剤の国内自給体制の整備を図るため、我が国における製造・供給体制について検討するとともに、外国メーカーの状況など海外事業についての調査を行う。

<適正使用推進>

全国の医療機関における血液製剤の使用実態や適正使用に向けた体制整備の状況について調査し、その結果をもとに各医療機関に対して適正使用の取組を行うよう働きかける。

【実施主体】国

(論点)

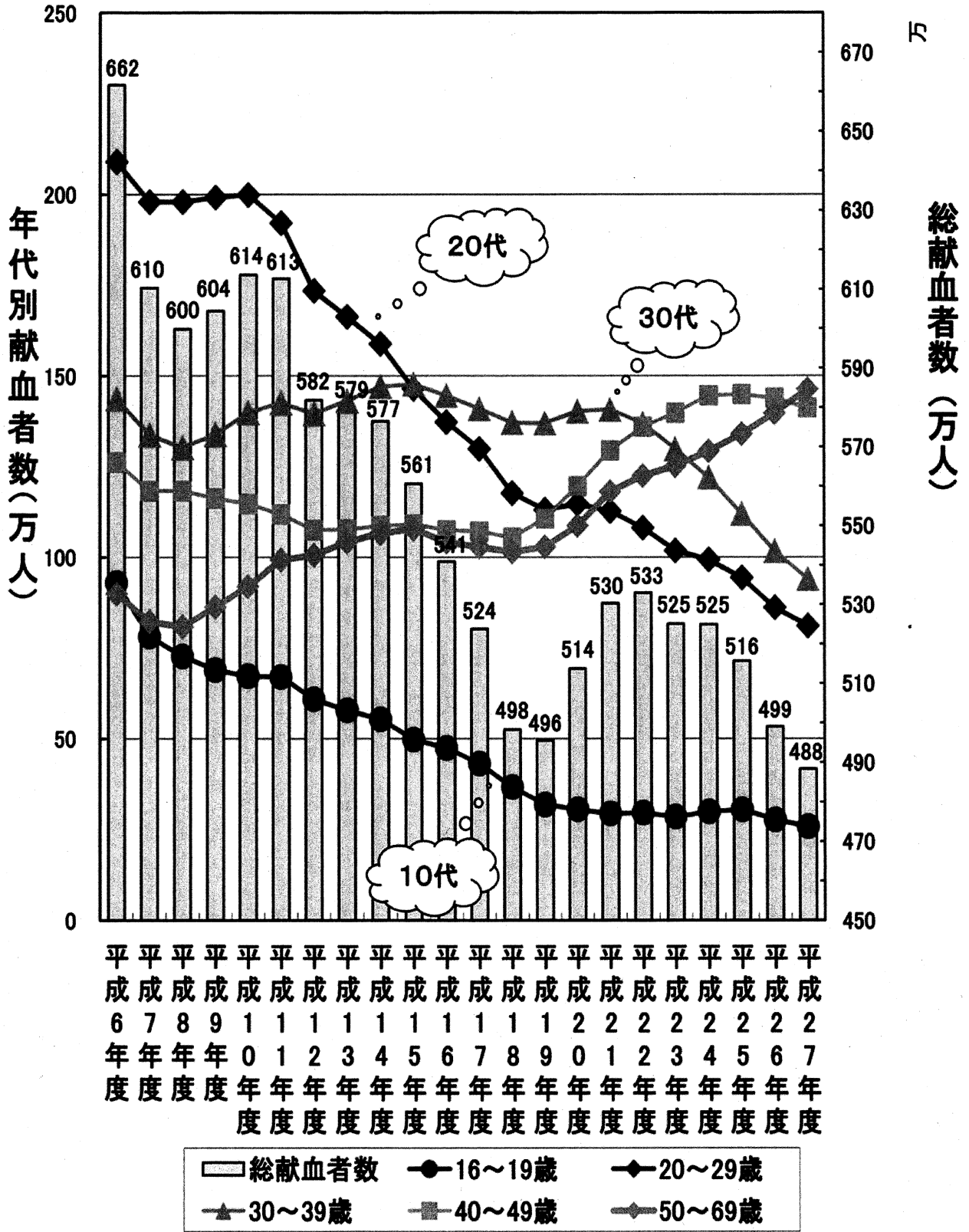
①若年層の献血者数が減少している現状を踏まえ、若年層に対する献血促進策について、事業内容・実施方法の見直しやさらなる重点化を検討するべきではないか。

②執行状況を踏まえ、各事業の必要性を全般的に精査し、予算の効率的な執行を図るべきではないか。

【参考】平成28年度の方別別執行実績

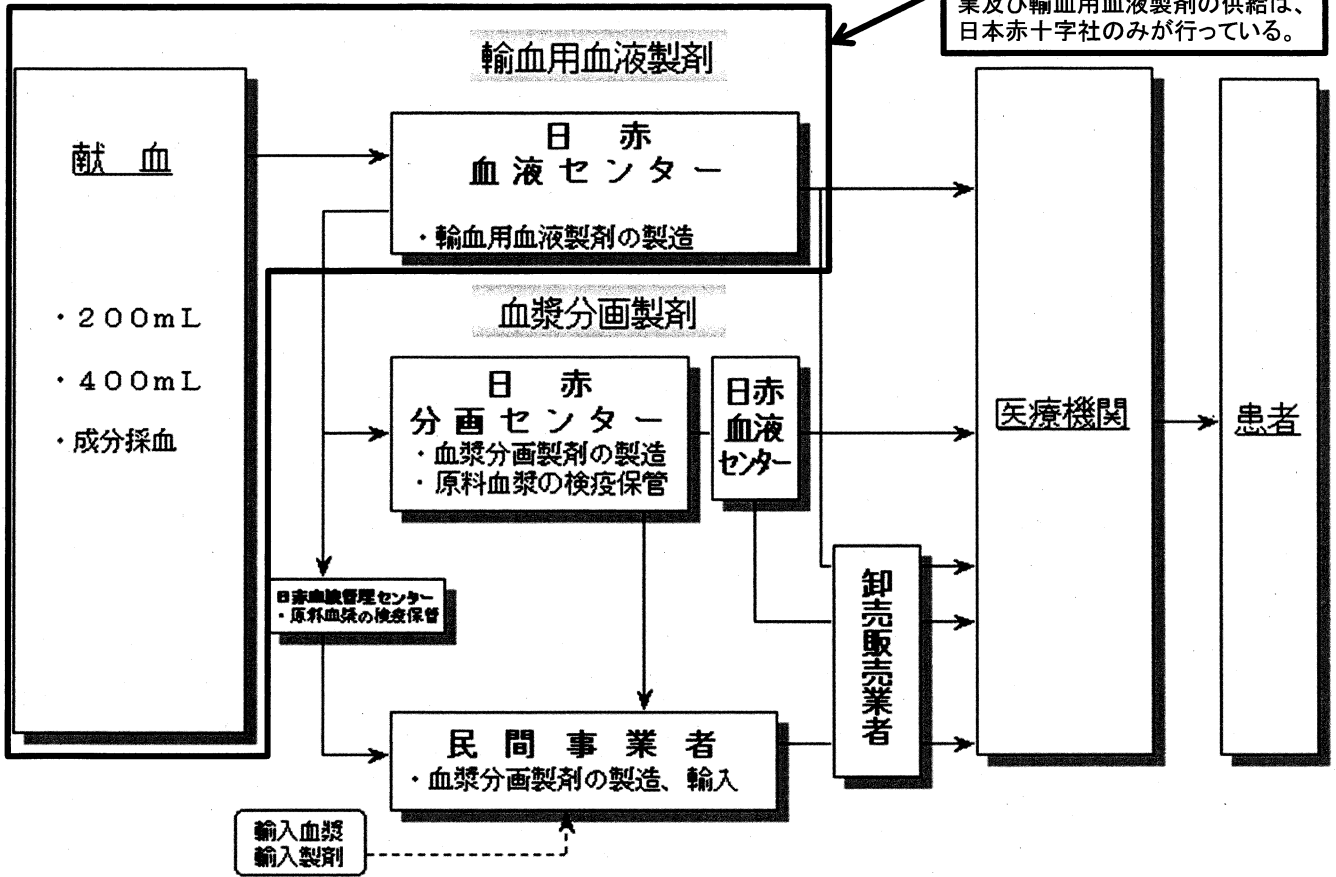
	予算額 (百万円)	執行額 (百万円)	執行率 (%)
安定供給確保	37	29	77
安全性向上	27	26	96
国内自給確保	29	17	59
適正使用推進	28	26	93
合計	121	97	80

献血者数の推移



日本の血液事業の概要

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、採血業及び輸血用血液製剤の供給は、日本赤十字社のみが行っている。



行政事業レビュー公開プロセス(6月21日)

(事業名)血液製剤対策事業

コメント結果		事業の廃止	
見直し案は妥当 0 人	/		
見直し案では不十分 6 人	3 人	事業の廃止	
	2 人	抜本的改善	
	1 人	一部改善	

<とりまとめコメントの概要>

6名全員が見直しが不十分とのご判断。うち3名が「廃止」、2名が「抜本的改善が必要」、1名が「一部改善が必要」とのご判断。

集計結果を踏まえ、とりまとめとしては「廃止」とする。

一方、今日の議論の中でも、事業の必要性や見直しの余地等に関するご意見も頂いた。血液法に国の責務が規定されていることも踏まえて、大臣始め他の政務とも相談して対応していきたい。

<外部有識者のコメント>

・国庫補助の廃止。

・日赤の経営努力を促す仕組みが必要(第三者による業績評価制度等)。

・日赤の会計制度、監査制度(適切な基準の設定含む)の適正化を早急に図るよう指導すべき(現時点では製造原価に開示されていない)。少なくとも独法並の透明性を確保すべき。

・コストダウン努力が明白に見られない。

・「新鮮凍結血漿」「血小板」の価格は欧米の2~4倍である。

・一方、日赤は血液事業では、大幅な剰余金が生じている。

・この際、補助金は中止し、日赤の自助努力に、待つべきである。

・補助金で措置する事業としては廃止し、診療報酬(薬価)の中で、対応すべきである。しかも、日赤のコスト削減を薬価に反映すべきである。日赤の情報公開をもっと進めるべき。特に血液事業特別会計のB/Sにおいて、基金が多く蓄積されている点は看過できない。

- ・2020年以降血液供給が不足すると予想されるならば、今から日赤以外の採血事業者の新規参入を促すべきである。
- ・献血促進のうち、若年層の献血促進に重点化すべき。
- ・施設(バス、モデルルーム等)の整備が献血促進につながる根拠が不十分
- ・公費を使わなくても良い事業では？医療保険事業として実施しても良い。
- ・安全性を表すアウトプット・アウトカム指標が必要。
- ・一般的な施設整備等の見直しは理解できるが、その代わりに実施しようとしている事業の必要性が十分精査されていないように思われる。
- ・採決と輸血用血液製剤を独占的に扱っている日赤は、自身はでいかに合理的に安く安全な医薬を国民に届けるか、絶え間なく検討を行う責任がある。本事業のように補助金で全体の事業内容が見えにくくなるシステムはあらためて、例えば薬価の方に反映することでより多くの眼にさらし、合理的なコスト→価格となるようすべきである。輸入製剤とのフェアな競合も図られるべきだ。その中で、献血ルームの環境整備についてはより推進していただきたい。快適でおしゃれな場所の提供は他の啓蒙的な事業に比べ、特に若い層、女性層の献血熱を高めるのにより有効な方法だと思う。

論点等説明シート

事業名	医療費情報総合管理分析システムに要する経費					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	149	220	318	243	
	執行額	116	132	177		
	執行率	78%	60%	56%		

事業についての論点等

(事業の概要)

医療保険制度の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系的に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険制度の円滑な運営のため、健康保険、船員保険、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る事業状況並びに実態調査等を集計・分析する。

〔実施主体〕国

〔実施方法〕委託・請負

(論点)

① 医療費統計業務として公表の早期化や、わかりやすい情報開示のあり方について検討を行うべきではないか。

【参考】政府の統計調査は、月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表することを原則目標としていて、概ね達成しているものの、健保事業状況報告(月次)は約4ヶ月後、国保実態調査報告(年次)の公表は約1年1ヶ月後の公表となっており、一部公表に時間を要している調査もある。

② 事業内容や単価当たりコストが妥当か検討を行うべきではないか。

【参考】1事業(※)あたりの平均コスト(単位:百万円)

平成25年度	26年度	27年度	28年度
14	11	12	16

※ 医療費情報総合管理分析システムは、医療保険制度の医療費データを制度別、保険者別、月別等に管理するため、9つのサブシステムで構成されている。このシステムを使用して、医療保険制度の事業状況報告(月報・年報)及び各種実態調査等を合わせて、毎年11事業の集計分析・公表を行っている。

③ 現在の成果目標はアウトプットの的であり、事業目的の達成度合いを把握するために適切なものを設定すべきでないか。

【参考】設定されている成果指標

健康保険・船員保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業状況並びに実態調査等の集計・分析数

報道関係者 各位

平成 28 年 9 月 13 日

【照会先】 保険局調査課

課長 山内 孝一郎（内線：3291）

数理企画官 仲津留 隆（内線：3293）

担当係 医療機関医療費係（内線：3298）

電話：03-5253-1111（代表）

03-3595-2579（直通）

「平成 27 年度 調剤医療費（電算処理分）の動向」を公表します

厚生労働省では、毎年、調剤医療費の動向及び薬剤の使用状況等を把握するために、電算処理分のレセプトを集計し、「調剤医療費（電算処理分）の動向」として公表しています。このたび、平成 27 年度の集計結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果のポイント】

- 平成 27 年度の調剤医療費（電算処理分に限る。以下同様。）は 7 兆 8,192 億円（伸び率（対前年度同期比、以下同様。）+9.3%）であり、処方せん 1 枚当たり調剤医療費は 9,546 円（伸び率+7.3%）であった。
その内訳は、技術料が 1 兆 8,283 億円（伸び率+3.4%）、薬剤料が 5 兆 9,783 億円（+11.3%）、特定保険医療材料料が 126 億円（+3.8%）であり、薬剤料のうち、後発医薬品が 8,502 億円（+18.2%）であった。【表 1、表 2】
- 処方せん 1 枚当たりの調剤医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、75 歳以上では 11,730 円と、0 歳以上 5 歳未満の 3,328 円の約 3.52 倍であった。【表 3】
- 後発医薬品割合は、平成 27 年度末で数量ベース（新指標）が 63.1%であり、年度平均でみると、数量ベース（新指標）が 60.1%（伸び幅+3.7%）、薬剤料ベースが 14.2%（+0.8%）、後発医薬品調剤率が 63.1%（+2.3%）であった。【表 4】
- 内服薬の処方せん 1 枚当たり薬剤料の伸び率は+9.8%となっており、この伸び率を「処方せん 1 枚当たり薬剤種類数の伸び率」、「1 種類当たり投薬日数の伸び率」、「1 種類 1 日当たり薬剤料の伸び率」に分解すると、各々▲0.8%、+1.9%、+8.6%であった。【表 5】
- 平成 27 年度の調剤医療費を処方せん発行元医療機関別にみると、医科では病院が 3 兆 2,954 億円、診療所が 4 兆 4,983 億円であり、平成 27 年度末の後発医薬品割合は、数量ベース（新指標）で、病院が 63.1%（伸び幅+4.7%）、診療所が 63.1%（+4.4%）であった。また制度別でみた場合、最も高かったのは公費の 67.9%（+5.0%）であった。【表 14、表 15】
- 平成 27 年度末の後発医薬品割合を、数量ベース（新指標）の算出対象となる医薬品について、薬効大分類別にみると、薬効大分類別の構成割合が最も大きい消化器官用薬は 76.3%、次いで大きい循環器官用薬は 63.6%であった。【表 16】

2. 保険給付状況

(1) 医療費及び医療給付費

医療費、医療給付費及び実効給付率(注)の推移を示したものが表I-2-1である(ただし、平成19年度までの老人保健に係る分は除く)。

協会(一般)及び組合健保の医療費の推移を伸び率でみると、ほぼ同様の傾向を示しており、平成17年度以降は上昇傾向にある。

平成26年度の医療費総額について、協会(一般)は6兆228億円で、前年度より2,152億円、3.7%増加した。また、組合健保は4兆3,422億円で、前年度より755億円、1.8%増加した。

平成26年度の医療給付費について、協会(一般)は4兆6,660億円で、前年度より1,750億円、3.9%増加した。また、組合健保は3兆3,840億円で、前年度より601億円、1.8%増加した。

実効給付率については平成17年度以降概ね増加していたが、平成25年度においては、協会(一般)、組合健保、法第3条第2項被保険者のいずれも減少し、平成26年度においては、再び協会(一般)が77.47%、組合健保が77.93%、法第3条第2項被保険者が77.83%と増加した。

(注) 実効給付率 = $\frac{\text{医療給付費(被保険者負担分+高額療養費+その他の保険給付のうち医療給付に充てられた額)}}{\text{医療費}} \times 100$

表I-2-1 医療費、医療給付費及び実効給付率の年次推移

① 協会(一般)

年度	医療費		医療給付費		実効給付率 ^{%)}
	億円	(%)	億円	(%)	
平成17年度	48,450	(2.8%)	36,769	(3.2%)	75.89
平成18年度	48,941	(1.0%)	37,242	(1.3%)	76.10
平成19年度	50,661	(3.5%)	38,850	(4.3%)	76.69
平成20年度	51,875	(2.4%)	39,820	(2.0%)	76.37
平成21年度	52,838	(1.9%)	40,494	(2.2%)	76.64
平成22年度	54,511	(3.2%)	41,956	(3.6%)	76.97
平成23年度	55,605	(2.0%)	42,903	(2.3%)	77.16
平成24年度	56,475	(1.6%)	43,709	(1.9%)	77.40
平成25年度	58,077	(2.8%)	44,910	(2.7%)	77.33
平成26年度	60,228	(3.7%)	46,660	(3.9%)	77.47

平成26年度の協会(一般)、組合健保及び法第3条第2項被保険者の被保険者、被扶養者別の医療費の構成割合を示したものが表I-2-2である。

協会(一般)、組合健保ともに医療費に占める診療費の割合は約8割であり、これは70歳未満被保険者、70歳未満被扶養者、70歳以上加入者それぞれ同様となっている。診療費の内訳をみると、70歳未満加入者については被保険者と被扶養者とで大きな違いは無いものの、70歳未満加入者に比べ70歳以上加入者は、入院が占める割合が高く、入院外及び歯科が占める割合が低い。

その他の医療費については、70歳未満加入者に比べ70歳以上加入者は調剤及び入院時食事・生活療養費が占める割合が高く、療養費等が占める割合が低くなっている。

表I-2-2 制度別 医療費の構成(平成26年度)

① 協会(一般)

	計				
	70歳未満加入者	被保険者	被扶養者	70歳以上加入者	
	億円	億円	億円	億円	億円
診療費	47,162 (78.3%)	44,161 (78.3%)	24,778 (77.9%)	19,383 (78.8%)	3,001 (78.2%)
入院	16,732 (27.8%)	15,363 (27.2%)	8,255 (26.0%)	7,108 (28.3%)	1,369 (35.7%)
入院外	23,856 (39.8%)	22,460 (39.8%)	12,594 (38.9%)	9,886 (40.1%)	1,396 (36.4%)
歯科	6,574 (10.9%)	6,338 (11.2%)	3,829 (12.4%)	2,409 (9.8%)	236 (6.1%)
調剤	11,330 (18.8%)	10,573 (18.7%)	6,102 (18.2%)	4,471 (18.2%)	757 (19.7%)
入院時食事・生活療養費	547 (0.9%)	495 (0.8%)	236 (0.7%)	258 (1.1%)	52 (1.4%)
訪問看護療養費	103 (0.2%)	96 (0.2%)	18 (0.1%)	78 (0.3%)	7 (0.2%)
療養費等	1,086 (1.8%)	1,068 (1.9%)	674 (2.1%)	394 (1.6%)	18 (0.5%)
合計	60,228 (100.0%)	56,392 (100.0%)	31,808 (100.0%)	24,585 (100.0%)	3,836 (100.0%)

② 組合健保

年度	医療費		医療給付費		実効給付率 ^{%)}
	億円	(%)	億円	(%)	
平成17年度	36,759	(2.4%)	28,195	(2.4%)	76.70
平成18年度	37,189	(1.2%)	28,563	(1.3%)	76.80
平成19年度	38,412	(3.3%)	29,640	(3.8%)	77.16
平成20年度	39,519	(2.9%)	30,564	(3.1%)	77.34
平成21年度	40,162	(1.6%)	31,093	(1.7%)	77.42
平成22年度	41,061	(2.2%)	31,906	(2.6%)	77.70
平成23年度	41,917	(2.1%)	32,595	(2.2%)	77.76
平成24年度	42,400	(1.2%)	33,066	(1.4%)	77.99
平成25年度	42,667	(0.6%)	33,238	(0.5%)	77.90
平成26年度	43,422	(1.8%)	33,840	(1.8%)	77.93

③ 法第3条第2項被保険者

年度	医療費		医療給付費		実効給付率 ^{%)}
	億円	(%)	億円	(%)	
平成17年度	38	(-6.2%)	29	(-5.8%)	76.39
平成18年度	34	(-10.6%)	26	(-10.5%)	76.53
平成19年度	27	(-20.4%)	21	(-19.3%)	77.62
平成20年度	23	(-12.9%)	18	(-13.9%)	76.75
平成21年度	22	(-5.8%)	17	(-6.4%)	76.26
平成22年度	23	(3.2%)	17	(3.8%)	76.74
平成23年度	21	(-9.2%)	16	(-8.4%)	77.38
平成24年度	20	(-4.5%)	15	(-4.6%)	77.26
平成25年度	20	(3.9%)	16	(3.8%)	77.13
平成26年度	21	(3.7%)	16	(4.6%)	77.83

(注1) カッコ内の数値は対前年度伸び率である。

(注2) 組合健保の医療給付費には、付加給付が含まれている。

② 組合健保

	計				
	70歳未満加入者	被保険者	被扶養者	70歳以上加入者	
	億円	億円	億円	億円	億円
診療費	33,932 (78.1%)	32,891 (78.2%)	17,082 (78.0%)	15,809 (78.3%)	1,241 (77.9%)
入院	10,846 (25.0%)	10,289 (24.6%)	5,189 (23.7%)	5,110 (25.6%)	547 (34.3%)
入院外	17,889 (41.2%)	17,303 (41.4%)	8,994 (41.1%)	8,308 (41.7%)	586 (36.8%)
歯科	5,197 (12.0%)	5,069 (12.2%)	2,898 (13.2%)	2,180 (11.0%)	108 (6.8%)
調剤	8,492 (19.8%)	8,170 (19.5%)	4,345 (19.8%)	3,825 (19.2%)	322 (20.2%)
入院時食事・生活療養費	315 (0.7%)	294 (0.7%)	138 (0.6%)	157 (0.8%)	20 (1.2%)
訪問看護療養費	71 (0.2%)	68 (0.2%)	11 (0.0%)	57 (0.3%)	3 (0.2%)
療養費等	612 (1.4%)	605 (1.4%)	323 (1.5%)	282 (1.4%)	7 (0.4%)
合計	43,422 (100.0%)	41,828 (100.0%)	21,898 (100.0%)	19,930 (100.0%)	1,594 (100.0%)

③ 法第3条第2項被保険者

	計				
	70歳未満加入者	被保険者	被扶養者	70歳以上加入者	
	億円	億円	億円	億円	億円
診療費	15.9 (74.9%)	14.3 (74.8%)	8.9 (75.4%)	5.4 (74.0%)	1.5 (75.3%)
入院	5.9 (28.0%)	5.1 (28.8%)	3.3 (27.8%)	1.9 (25.7%)	0.8 (38.0%)
入院外	7.7 (36.3%)	7.1 (36.9%)	4.3 (36.0%)	2.8 (38.3%)	0.6 (30.9%)
歯科	2.2 (10.6%)	2.1 (11.0%)	1.4 (11.7%)	0.7 (8.9%)	0.1 (6.4%)
調剤	4.0 (19.1%)	3.7 (19.2%)	2.2 (18.4%)	1.5 (20.5%)	0.4 (18.1%)
入院時食事・生活療養費	0.2 (0.8%)	0.1 (0.7%)	0.1 (0.7%)	0.1 (0.8%)	0.0 (1.5%)
訪問看護療養費	0.0 (0.2%)	0.0 (0.2%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.5%)	0.0 (0.0%)
療養費等	1.1 (5.0%)	1.0 (5.0%)	0.7 (5.5%)	0.3 (4.3%)	0.1 (5.0%)
合計	21.2 (100.0%)	19.1 (100.0%)	11.8 (100.0%)	7.3 (100.0%)	2.0 (100.0%)

(注) カッコ内の数値は合計に占める構成割合である。

(2) 高額療養費

平成 26 年度における協会（一般）、組合健保、法第 3 条第 2 項被保険者の高額療養費の内訳は表 I-2-3 のとおりである。

協会（一般）は、現物給付と現金給付を合わせて 3,732 億円となっており、前年度に比べて 6.0%増加している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 10 万 9 千円となっており、前年度と比べて 0.1%の減となっている。

組合健保は、現物給付と現金給付を合わせて 2,273 億円となっており、前年度に比べて 3.2%増加している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 10 万 6 千円となっており、前年度と比べ 0.2%の減となっている。

法第 3 条第 2 項被保険者については、現物給付と現金給付を合わせて 1.4 億円となっており、前年度に比べて 16.0%増加している。また、1 件当たり金額をみると、平均が 11 万円となっており、前年度と比べて 5.0%の減となっている。

表 I-2-3 高額療養費の支給状況（平成 26 年度）

	合計	現物給付		現金給付計		一般分		多額該当分		協賛会系(再掲)	
		件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
協会(一般)	3,432 (6.1%)	2,828	607	385	222	191	147				
金額(百万円)	373,213 (6.0%)	339,032	34,180	22,203	11,978	7,724	7,359				
1件当り金額(円)	108,720 (-0.1%)	118,878	56,338	57,727	53,832	40,870	50,203				
組合健保	2,150 (3.4%)	1,505	645	454	211	188	58				
金額(百万円)	227,282 (3.2%)	189,895	37,387	24,838	12,450	8,109	3,717				
1件当り金額(円)	105,691 (-0.2%)	126,231	57,780	57,180	59,025	38,282	64,191				
法第3条第2項被保険者	1.3 (22.1%)	1.1	0.1	0.1	0.02	0.03	0.01				
金額(百万円)	139.7 (16.0%)	130.2	8.5	8.7	0.8	1.5	0.5				
1件当り金額(円)	110,347 (-5.0%)	116,198	70,040	78,858	35,742	43,114	43,024				

(注) 合計のカッコ内の数値は対前年度伸び率である。

(3) その他の現金給付

平成 26 年度における傷病手当金、出産育児一時金などのその他の現金給付の状況をまとめたものが表 I-2-4 である。

被保険者については、いずれの制度も傷病手当金が最も多く支給されており、協会（一般）については総支給件数の約 74%、組合健保については約 71%、法第 3 条第 2 項被保険者については約 98%を占めている。

被扶養者については、いずれの制度も家族出産育児一時金が最も多く支給されており、協会（一般）については総支給件数の約 94%、組合健保については約 96%、法第 3 条第 2 項被保険者においては約 97%となっている。

表 I-2-4 その他の現金給付の支給状況（平成 26 年度）

	協会(一般)			組合健保			法第3条第2項被保険者		
	件数	給付費	1件当たり給付費	件数	給付費	1件当たり給付費	件数	給付費	1件当たり給付費
計	1,509	391,488	259,291	1,087	330,857	301,853	0.88	217.0	228,313
被保険者計	1,250	288,803	230,895	869	238,842	274,920	0.89	189.2	212,594
傷病手当金	930	164,838	177,114	817	132,444	214,829	0.88	187.8	214,481
埋葬料	24	1,178	49,821	15	773	49,801	0.01	0.8	50,000
出産育児一時金	155	64,820	419,320	131	54,850	419,411	0.001	0.4	420,000
出産手当金	142	59,089	408,029	108	50,775	479,027	0.002	0.4	178,450
被扶養者計	259	102,685	398,504	228	92,115	403,345	0.07	27.8	406,879
家族埋葬料	16	802	50,000	10	489	50,000	0.002	0.1	50,000
家族出産育児一時金	243	101,884	419,272	219	91,828	419,181	0.07	27.7	419,545

論点等説明シート

事業名	農薬等ポジティブリスト制度推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	271	272	365	512	
	執行額	271	272	365		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		

事業についての論点等

(事業の概要)

- ポジティブリスト制度(※)導入時に設定した残留農薬等の暫定基準及び制度施行後に新たに申請を受けた残留農薬等の本基準化
 ⇒一日摂取量調査等に係る経費 115百万円
 ⇒残留見直し検討経費等 ※審査体制強化のための人件費等 82百万円の内数
- 策定した残留農薬等の基準値を適切に監視するための分析法の開発
 ⇒残留農薬等分析法開発等に係る経費 313百万円
- 基準策定済みの農薬等について、ARfD(急性影響の指標)を考慮した基準値の見直し
 ⇒残留見直し検討経費等 ※審査体制強化のための人件費等 82百万円の内数

(※)食品中の農薬等について、残留基準が設定されていない農薬等が一定量(0.01ppm)を超えて残留する場合に、その流通を原則禁止する制度

(論点)

①基準策定が必要な品目が相当数残っていることから、基準策定に係る審査の迅速化を図るべきではないか。また、審査方法等の見直しを含め基準策定に係る期間の短縮を図る方策を検討すべきではないか。

※今後、農薬等の本基準化が必要な件数 (平成29年3月31日現在)

(単位:件)		(単位:件)	
暫定基準策定件数(制度開始時)	758	新規申請件数(制度開始～現在まで)※	83
うち、本基準策定済み件数 (制度開始～現在まで)※	344	うち、基準策定済み件数※	67
今後、本基準策定が必要な件数	414	今後、基準策定が必要な件数	16
※年間の本基準策定件数は約40件程度		※年間の申請件数は約8件程度	
		※年間の基準策定件数は約8件程度	

※今後、ARfDを考慮した基準値の見直しが必要な件数 (平成29年3月31日現在)

(単位:件)	
本基準策定済み件数 (制度開始～現在まで)	344
うち、ARfDを考慮している件数	44
今後、ARfDを考慮した基準値の見直しを要する件数	300

②基準策定や見直しを効率的に進めるために必要な一日摂取量調査(※)については、基準策定等の早期化を図る観点から、より多くの品目や農薬等数を調査対象とする必要があるのではないかと。

※一日摂取量調査

⇒日常の食事を通じて、残留農薬等毎に、実際の国民の平均一日摂取量を調査する。

過去3か年の一日摂取量調査件数 (平成29年3月31日現在) (単位:件)

	H26	H27	H28
実績値	216	200	200
当初見込	248	248	248

③基準策定件数が増えることで基準値の監査等の業務量増加が見込まれることから、限られた予算内でより多くの試験法を開発・改良するために、調達方法の改善(複数の試験法開発の一括調達等)を図り、予算の効率的な執行を進めるべきではないかと。

残留農薬のポジティブリスト制度

(参考資料)

従前の規制

食品中の農薬等

250農薬、
33動物用医薬品等に
食品ごとに残留基準を設定

規制対象外

ポジティブリスト制度 平成18年5月施行時

食品中の農薬等

799農薬等に食品ごとに
残留基準を設定
(暫定基準含む)

個別の残留基準が
定められていない食品
= 0.01ppm以下 (一律基準) ※

人の健康を損なうおそれのないことが
明らかである65物質 = 規制対象外

※抗生物質又は合成抗菌剤にあっては、「含有してはならない」という基準を適用。



Ministry of Health, Labour and Welfare

論点等説明シート

事業名	介護給付適正化事業等					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	64,200の内数 50	79,830の内数 50	103,038の内数 149	156,930の内数 143	
	執行額	794 50	906 50	864 88		
	執行率	— 100%	— 100%	— 59%		

事業についての論点等

(事業の概要)

利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付適正化事業等(1介護給付等費用適正化事業、2介護給付適正化推進特別事業)を行っている。

1. 介護給付等費用適正化事業

保険者(市町村)が実施する以下の介護給付費の適正化事業(主に①～⑤)に対する補助を行う。

- ①認定調査状況チェック
- ②ケアプラン点検
- ③住宅改修等の点検
- ④医療情報との突合等
- ⑤介護給付費通知

【負担割合】国…39%、都道府県…19.5%、市町村…19.5%、1号保険料…22%

2. 介護給付適正化推進特別事業

都道府県が、保険者が実施する適正化事業の取組を支援するために行う以下の事業等に対する補助を行う。

- ①ケアプラン点検方法等に関する研修
- ②介護給付適正化に係るシステム活用に係る研修
- ③国保連合会に委託して、適正化システムによる縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の作成等

【負担割合】国100%

(論点)

- ① 適正化主要5事業は全ての保険者が実施すべきであるが、未実施保険者があるのは問題ではないか。

適正化主要5事業の実施率

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①認定調査状況チェック※	94.1%	94.6%	94.9%	89.6%	92.2%
②ケアプラン点検	64.7%	61.0%	63.0%	60.8%	62.4%
③住宅改修等の点検	83.7%	82.1%	81.6%	79.7%	79.6%
④医療情報との突合等	78.2%	78.5%	83.5%	83.2%	88.2%
⑤介護給付費通知	68.4%	69.2%	70.1%	70.4%	71.1%

※ ①認定調査状況チェックの実施率は、認定調査の完全直営化(原則として新規・更新・変更の全てを市町村職員が行っている)を行っている保険者も含んでいる。

- ② 介護給付適正化推進特別事業の補助率は10/10となっているが、市町村が実施する介護給付等費用適正化事業とのバランスも考慮し、補助率を見直すべきではないか。

論点等説明シート

事業名	年金関係文書等保管事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	1,071	1,055	1,167	1,168	
	執行額	1,071	1,055	1,167		
	執行率	100%	100%	100%		

事業についての論点等

(事業の概要)

日本年金機構が保有する年金関係文書等について、機構の執務室及び機構が所有する倉庫の収納可能量を超える文書を倉庫の賃貸借契約又は文書保管委託契約を締結し、その保管を行うもの。

〔実施主体〕日本年金機構

〔実施方法〕日本年金機構運営費交付金(年金特別会計業務勘定)
日本年金機構事業運営費交付金(年金特別会計業務勘定)

(論点)

①倉庫賃貸借契約と文書保管委託契約の経費比較を適切に行っているか、全国的に点検すべきではないか。その際、賃貸借契約を行う場合には、倉庫の収容率と文書の搬入計画の整合性が取れているか、検証をするべきではないか。

〔参考1〕

会計検査院より平成27年度決算検査報告において、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善をするべきとの指摘を受けた。

〔参考2〕

対象事業所・・・本部1カ所、事務センター29カ所、年金事務所312カ所

契約金額(平成28年度)・・・1,024百万円

契約件数・・・39件

年金関係文書・・・老齢給付裁定請求書や健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の適用・給付関係書類等

※恒常的に新たに受給資格を満たした方からの裁定請求や被保険者の加入・喪失等の届出などがあり、保有量は増大する

②長期保存している文書のうち閲覧頻度が低い文書(一定期間を経過した老齢給付裁定請求書等)については、年金事務所等の近隣にある必要がなく、県域を越えた集約化や、契約単価が安価(不便な場所など)な倉庫に保管するなど、経費の圧縮が図れないか。

③保存文書を電子画像化することにより、閲覧頻度の高い文書を即時に閲覧可能(資格取得届等による記録確認など)とすることで、業務の効率化を図るとともに、原本の保存場所を安価な倉庫にするなど経費の圧縮を図る。

論点等説明シート

事業名	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業				
予算の状況 (単位:百万円)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	2,226	2,235	3,347	
	執行額	808	988		
	執行率	36%	44%		

事業についての論点等

(事業の概要)

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度における、質の高い特定教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業の実施には、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保する必要があることから、本事業において人材確保、資質向上を図るための各研修事業を行い、以て新制度の円滑な実施を図るもの。

【実施主体】 都道府県・市町村

【沿革】 平成27年度

【補助率】 1/2(都道府県又は市町村1/2)

【実施事業】

- (1) 子育て支援員研修事業
- (2) 職員の資質向上・人材確保等研修事業
 - ① 保育の質の向上のための研修事業等
 - ② 新規卒業者の確保、就業継続支援
 - ③ 家庭的保育者等研修事業
 - ④ 居宅訪問型保育研修事業
 - ⑤ 病児・病後児保育研修事業
 - ⑥ 病児・病後児保育(訪問型)研修事業
 - ⑦ 保育士試験合格者に対する実技講習
 - ⑧ 保育実習指導者に対する講習
 - ⑨ 放課後児童支援員等研修事業
 - ⑩ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

参考: 執行率

	27年度	28年度
(1)	20.6%	39.2%
(2)	42.8%	46.3%

(論点)

- ① 各事業の有効性・継続の必要性など本事業の今後のあり方を検討するため、国として成果目標を明確にし、本事業を実効性あるものにすべきではないか。
- ② 本事業は、過去2か年度、執行率が低調であることから、各事業の効果や必要性が低いと判断される事業については、見直しや縮減を行うべきではないか。

論点等説明シート

事業名	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うちひきこもり対策推進事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	19,000の内数	45,780の内数	42,274の内数	29,275の内数	
	執行額	243	304	317		
	執行率	-	-	-		

事業についての論点等

(事業の概要)

ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立を促進するため、相談等を行う地域支援センターの運営やサポーター養成研修・派遣事業

【実施主体】

- ①ひきこもり地域支援センター設置運営事業:都道府県、指定都市
- ②ひきこもりサポーター養成研修事業:都道府県、市区町村
- ③ひきこもりサポーター派遣事業:市区町村

【負担割合】

国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

(論点)

- ① ひきこもり地域支援センターはほぼ全ての自治体で実施(64/67。残りの3自治体も29年度実施予定で検討中。)されている一方、サポーター養成研修・派遣事業については低調である。そのため、両事業が一体的、効果的に展開されるよう、事業のあり方などを検討すべきではないか。

参考:ひきこもりサポーター養成人数(下段の()内は、累計人数)、養成研修実施自治体数

	25年度	26年度	27年度	28年度
養成人数	290	518	370	600(見込)
	(290)	(808)	(1,178)	
養成研修実施自治体数	4	18	20	19

参考:ひきこもりサポーター派遣事業 実施自治体数

25年度	26年度	27年度	28年度
2	4	11	14

- ② ひきこもり地域支援センターの相談件数について、自治体間でバラツキがあるが、その理由等を検証し、効果的な実施方法等を検討すべきではないか。

参考:ひきこもり地域支援センターにおける27年度延べ相談件数

上位3都道府県:東京都 5,580	滋賀県 4,410	兵庫県 3,168
下位3都道府県:和歌山県 138	三重県 155	新潟県 159
上位3指定都市:堺市 6,613	浜松市 5,357	広島市 4,368
下位3指定都市:千葉市 268	名古屋市 467	札幌市 498

論点等説明シート

事業名

生活保護に関する調査事業

予算の状況
(単位:百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
予算額(補正後)	102	103	138	104	
執行額	82	83	137(見込)		
執行率	80%	81%	99%		

事業についての論点等

(事業の概要)

被保護世帯の家計の収支等を調査する事業(社会保障生計調査)

【実施方法】自治体(都道府県(12都道県)、指定都市(8市)、中核市(11市))に委託

(論点)

- ① 本調査は、被保護世帯の家計実態を把握する唯一の調査であるが、調査対象世帯数については、1,110世帯にとどまっている。家計簿を提出させ、収支等を細かく調査するものであるため、自治体の負担を踏まえると、早期に調査世帯数を増やすのは困難であるが、今後の生活保護制度の見直し等の機会に、調査世帯数を増やす方を検討すべきではないか。
- ② 自治体ごとに割り当てた調査世帯の確保率にはバラツキがある。調査にあたっては、ケースワーカーが本来業務に加え、調査員に任命される場合が多く、調査の実施が負担となるなど、必要な調査世帯数を確保できない自治体がある。要因を分析し、確実に確保する方を検討すべきではないか。

(参考)平成27年度調査における調査票回収率別の実施自治体数

総数	90%以上	80%~90%	70%~80%	70%未満
31	22	7	0	2

- ③ 都市部ほどプライバシー意識が高く、調査拒否世帯が増える傾向にあるため、調査実施にかかる負担が大きくなることを踏まえた対応を検討するべきではないか。

論点等説明シート

事業名	障害者自立支援機器等開発促進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	121	100	158	162	
	執行額	91	100	158		
	執行率	75%	100%	100%		

事業についての論点等

(事業の概要)

障害者向けの機器については、マーケットが小さく事業化が困難であるといった理由から実用的製品化が進まない状況にあるため、企業等が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で製品化し、普及促進を図ることを目的とする。

- ①シーズ・ニーズマッチング強化事業
- ②障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成

【負担割合】

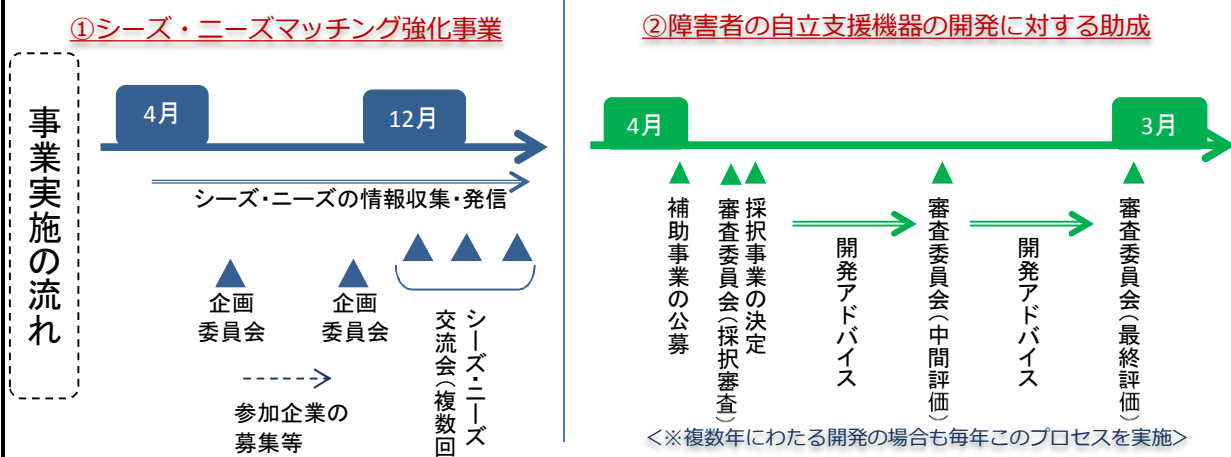
- ①の事業は定額、②の事業は2/3(大企業(資本金3億円超)は1/2)

(論点)

- 障害当事者のニーズとメーカーの所有する技術・アイデアなどのシーズのマッチング
 - テーマ採択の選考、開発過程の評価など事業の実施状況
 - 最長3年となっている開発期間
- について、継続の可否がどのように判定され、製品化に繋がっているかなどを検証し、効果的な事業の仕組みになっているのか検討すべきではないか。

参考:

1. 事業実施の流れ



2. これまでの実施状況 ※製品化数は、H29年4月1日現在

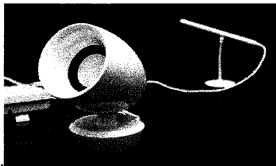
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
助成件数(継続分含む)	14	21	11	14	11	11	16
助成機器数累計【A】	14	26	30	42	50	56	68
製品化数累計【B】 [B/A]	9 [64.3%]	13 [50.0%]	17 [56.7%]	21 [50.0%]	26 [52.0%]	27 [48.2%]	27 [39.7%]

※助成後製品化には、数年間を要するものが多い。

働く障害者を支援するための機器(自立支援機器等開発促進事業での実績)

近年製品化された機器

コミュニン



ユニバーサル・サウンドデザイン(株)
補聴支援スピーカー。補聴器等を装着することなく中等度難聴まで補聴を支援。※平成25・26年度採択

アシストスマホ



ソフトバンク(株)
メール作成や移動の支援機能をスマホに搭載し、知的障害者等の連絡や通勤等を支援。※平成25年度採択

高機能義肢パーツ



写真は、NALKnee((株)長崎かなえ)
義足にて膝の動きを制御して膝折れを防止し、左右交互での階段昇降等が可能。※平成22・23年度採択

平成28年度に採択された機器

だれでもワークプロ



(株)マイクロブレイン
視覚的なワークマニュアル作成・閲覧ソフト。知的障害者等の就労現場での作業を支援。
※平成27年度からの継続

筋電義手



残存する部位の筋電信号により制御することで開閉し、物を押さえる、把持する等により作業を支援する。製作、調整等が難しいが、普及が望まれる。

論点等説明シート

事業名	職域対象のメンタルヘルス対策事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	49	82	84	102	
	執行額	40	58	66		
	執行率	82%	71%	79%		

事業についての論点等

(事業の概要)

平成25年2月に策定された「第12次労働災害防止計画」において、平成29年度までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」とする目標が掲げられ、この達成に向けて、事業者に対する支援の充実が求められている。また、平成27年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は、労働者等からのメンタルヘルス等に関する相談体制の整備を図ることとされた。

これらを踏まえ、職場におけるメンタルヘルス対策の促進及び労働者等からのメンタルヘルスに関する相談に対応する体制の整備を目的として、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ及び労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する最新の情報、メンタルヘルス対策に関する基礎知識、事業場の取組事例等、様々な情報提供を行う。

併せて、労働者等を対象とした電話・メール相談を実施する。

(論点)

①平成27年12月に改正労働安全衛生法が施行され、ストレスチェックが義務化(50人以上の事業場)されてから1年以上経過したことも踏まえ、それぞれの事業は効果を上げられる内容になっているか検証し、前年度の事業実績を踏まえた事業内容の見直しが必要ではないか。

②有用性を評価する成果目標について、それぞれの事業の効果を評価する適切な目標の設定について検討するべきではないか。

(参考1) 直近の統計データ

- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 59.7% (平成27年 労働安全衛生調査)

(参考2) 現在の成果目標及び成果実績

- ・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。
26年度 97% 27年度 98% 28年度 97%
- ・電話相談を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を70%以上とする。
27年度 87% 28年度 89%

※電話相談は平成27年度から開始

論点等説明シート

事業名

若年者地域連携事業

予算の状況
(単位:百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
予算額(補正後)	1,465	1,452	1,435	1,345	
執行額	1,400	1,276	集計中		
執行率	96%	88%			

事業についての論点等

(事業の概要)

本事業は平成16年度から実施しており、年間のサービス利用者が166万人に達するなど、地域において雇用関連サービスをワンストップで提供する施策として、各地域の雇用対策の重要な柱となっている。

具体的には、都道府県が運営するジョブカフェ等において、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、職場見学会、企業説明会、各種セミナー、カウンセリング、職場定着支援等のメニューのうち、地域の実情に応じた必要なものを、都道府県と都道府県労働局が調整の上、都道府県労働局から適切と認められる民間団体に委託して実施。

また、都道府県の要請に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設し、ジョブカフェを利用する若年者を対象とした職業紹介を行い、ジョブカフェにおいて職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供。

【事業実施主体】

都道府県労働局(47局)→民間委託(一般競争入札(総合評価))

【平成27年度実績】

のべサービス利用者数 166万人

就職者数 12万人

(論点)

事業創設当時(H16年度)と比べれば、雇用情勢や求人・求職者等のニーズ、労働市場を取り巻く環境・課題が変化してきていることから、それに合わせて事業内容を見直すべきではないか。

具体的には、事業の委託に当たっては、都道府県と都道府県労働局が調整の上、実施すべき事業内容を選定しているところであるが、若年者の就職支援施策として委託している事業が都道府県の強み・特色を活かしたもの(地域の産業を担う企業説明会の開催や、UIターン就職に係る地元企業情報の提供等)となっているかなどの観点から、事業内容を見直す必要があるのではないか。

【委託事業のメニュー例】

- ① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等
- ② 若年者に対する企業説明会の実施
- ③ 若年者に対する中小企業職場見学会の実現
- ④ 若年者に対する職場実習機会の確保
- ⑤ 若年者による集団的就職活動の支援
- ⑥ ネットカウンセリングの実施
- ⑦ フリーターに対する就職支援
- ⑧ 年長フリーター等に対する就職支援
- ⑨ 内定者に対する講習の実施
- ⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援
- ⑪ ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援
- ⑫ 高校中退者に対する就職対策
- ⑬ サービス向上等のための取組の実施
- ⑭ 労働法制の普及に関する取組の実施
- ⑮ その他関連事業

論点等説明シート

事業名	キャリア支援企業創出促進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	669	664	491	526	
	執行額	587	621	集計中		
	執行率	89%	94%			

事業についての論点等

(事業の概要)

企業に対し、労働者のキャリア形成の支援に関する助言・情報提供、キャリアコンサルティングの実施、各種講習等の実施による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信することにより、労働者に対する職業能力開発支援(キャリア形成支援)に取り組む企業の創出を促進する。

【実施主体】

民間団体

【実績(27年度)】

助言指導・情報提供件数:293,073件

在職者へのキャリア・コンサルティング実施支援のための企業訪問等支援件数:11,924件

(論点)

①目的に対して、事業内容が多岐(別添)にわたることから、職業能力開発促進法の趣旨※を踏まえ、役割や内容を見直し、真に目的を果たすことに寄与する事業に重点化すべきではないか。

※最近の法改正によって、労働者のキャリアプランや能力開発に関する助言・指導を行うキャリアコンサルタントが平成28年4月から国家資格になり、守秘義務等が課せられることとなった。

これによって、職業に関する相談をこれまで以上に安心して行うことが可能となるとともに、企業では、キャリアコンサルティングを通じて、社員の人材育成(職業能力向上)や若手社員の定着支援など、特定の社員層に関する課題の解決などに結びつけることが可能であるなど、労働者のキャリア形成支援に係るキャリアコンサルタントの役割の重要性が拡大しているところである。

②一者応札の是正に向け、メニューの改廃等を含めた要件の緩和を検討すべきではないか。

キャリア支援企業創出促進事業の事業内容（概要）

事業メニュー		支援に係る実績 (平成 27 年度)
① 企業内のキャリア形成支援の推進に関する専門的な相談支援・情報提供		293,073 件
1	「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針」の周知・啓発	(293,073 件の内数)
2	事業内職業能力開発計画の作成及び当該計画に基づく効果的な職業能力開発の実施に関する支援	(293,073 件の内数)
3	職業能力開発推進者の選任に関する支援	職業能力開発推進者新規選任者数 13,802 人
4	職業能力開発に関する各種助成金制度の活用に関する支援	(293,073 件の内数(42,197 件))
5	能力開発プラン及び訓練カリキュラムの作成に関する支援	(293,073 件の内数)
6	職業能力評価基準の普及・啓発や、職業能力評価基準を活用した能力評価制度の構築に関する支援	(293,073 件の内数)
7	企業内におけるキャリア形成支援等の取組を多方面へ発信する「キャリア形成支援ポータルサイト」の運営及び「メールマガジン」の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトのアクセス件 432,280 件 ・メールマガジンの新規登録者数 3,068 人 ・メールマガジンの配信回数 9 回
② 非正規労働者を含む若年在職者等に対するキャリアコンサルティングの実施		
	非正規労働者を含む若年在職者等に対するキャリアコンサルティングの実施	キャリアコンサルティングに係る企業訪問件数 11,924 件
③ 職業能力開発推進者講習等の実施		-
1	職業能力開発推進者講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発推進者講習の開催回数 116 回 ・職業能力開発推進者講習の参加者数 3,230 人
2	職業能力開発推進者選任状況の確認	-

論点等説明シート

事業名	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)					
予算の状況 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算額(補正後)	—	225	467	327	
	執行額	—	11	91		
	執行率	—	5%	19%		

事業についての論点等

(事業の概要)

女性社員が、職業生活において能力を高めつつ働き続けられる職場環境としていくために、自社における女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に相応しい取組目標及び数値目標を盛りこんだ計画を策定・公表して取組を行った結果、目標を達成した企業に対して、取組目標達成時及び数値目標達成時に助成金を支給する(平成27年10月創設)。

助成金の支給対象となる取組目標と数値目標の類型としては、①女性の積極採用に関する目標、②女性の配置・育成・教育訓練に関する目標、③女性の積極登用・評価・昇進に関する目標、④多様なキャリアコースに関する目標がある。

【交付先(都道府県労働局経由)】 中小企業、大企業

【助成額】

<平成28年度>

	中小企業	大企業
①取組目標の達成時	30万円	—
②数値目標の達成時	30万円	30万円

<平成29年度>

	中小企業	大企業
①取組目標の達成時	28.5万円<36万円>	—
②数値目標の達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率の基準値を達成した場合	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

※生産性要件を満たした場合は<>の額を支給

※女性管理職比率の基準値 中小企業:15%、大企業:産業平均値の1.3倍

(論点)

①助成金が活用されていない状況をどう考えるか。企業のニーズを踏まえているか検証を行うべきではないか。

②企業の施策認知が不足していないか検証を行い、周知方法等の改善について検討すべきではないか。

【参考】女性活躍加速化助成金支給状況(平成27年10月～平成29年3月)

	支給件数	
	中小企業	大企業
平成27年度(10月～)	34	1
平成28年度	294	8
累計	328	9